



2016年9月1日

事務所ニュース Vol.214

平成 28 年 9 月から厚生年金保険の保険料率が改定されます

厚生年金保険の保険料率が、平成 28 年 9 月分（同年 10 月納付分）から、0.354%（坑内員・船員は 0.248%）引き上げられます。保険料については裏面の保険料額表をご参照下さい。（※厚生年金基金にご加入の事業所様は保険料率が異なりますのでご注意ください。）

今回、改定された保険料率は「平成 28 年 9 月分（同年 10 月納付分）から平成 29 年 8 月分（同年 9 月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。**10 月（当月徴収の場合は 9 月）の給与計算の際は、十分ご注意ください。**平成 28 年 9 月 1 日以降に支給する賞与の厚生年金保険料についても新しい料率で計算をお願い致します。

厚生年金保険料率 (一般の被保険者)	改定前	改定後
	17. 828% (178. 28/1000)	18. 182% (181. 82/1000)

○当事務所からのお知らせ

・社会保険料一覧表について

当事務所を通じて月額算定基礎届および月額変更届（9 月改定分）を提出させていただきました事業所様に、標準報酬決定通知書等の事業主様控えと、新たな保険料を反映させた社会保険料一覧表を 10 月（当月徴収の場合は 9 月）の給与計算に間に合うよう順次発送致します。社会保険料一覧表をご確認頂き、控除額の変更や給与システムの設定変更等をお願い致します。

・労働保険料について

労働保険料をお振込みで納入されている事業所様で、口座振替をご希望の事業所様は、手続きの用紙を送らせていただきますので、当事務所までご連絡お願い致します。

後記



8 月後半からは朝晩が涼しくなり、秋らしくなってきましたが、今年の夏は熱中症の搬送人数が累計 4 万人を超え、体感でも猛暑だったと感じました。残暑はまだ続くとの予報が出ていますので、気温差が大きく体調を崩してしまいがちな時期です。お体ご自愛ください。(T)

○平成28年9月分（10月納付分）の厚生年金保険料額表

(単位：円)

標準報酬		報酬月額	一般 (厚生年金基金加入員を除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額		全額	折半額	全額	折半額
		円以上 円未満	18.182%	9.091%	18.184%	9.092%
1	98,000	～ 101,000	17,818.36	8,909.18	17,820.32	8,910.16
2	104,000	101,000～107,000	18,909.28	9,454.64	18,911.36	9,455.68
3	110,000	107,000～114,000	20,000.20	10,000.10	20,002.40	10,001.20
4	118,000	114,000～122,000	21,454.76	10,727.38	21,457.12	10,728.56
5	126,000	122,000～130,000	22,909.32	11,454.66	22,911.84	11,455.92
6	134,000	130,000～138,000	24,363.88	12,181.94	24,366.56	12,183.28
7	142,000	138,000～146,000	25,818.44	12,909.22	25,821.28	12,910.64
8	150,000	146,000～155,000	27,273.00	13,636.50	27,276.00	13,638.00
9	160,000	155,000～165,000	29,091.20	14,545.60	29,094.40	14,547.20
10	170,000	165,000～175,000	30,909.40	15,454.70	30,912.80	15,456.40
11	180,000	175,000～185,000	32,727.60	16,363.80	32,731.20	16,365.60
12	190,000	185,000～195,000	34,545.80	17,272.90	34,549.60	17,274.80
13	200,000	195,000～210,000	36,364.00	18,182.00	36,368.00	18,184.00
14	220,000	210,000～230,000	40,000.40	20,000.20	40,004.80	20,002.40
15	240,000	230,000～250,000	43,636.80	21,818.40	43,641.60	21,820.80
16	260,000	250,000～270,000	47,273.20	23,636.60	47,278.40	23,639.20
17	280,000	270,000～290,000	50,909.60	25,454.80	50,915.20	25,457.60
18	300,000	290,000～310,000	54,546.00	27,273.00	54,552.00	27,276.00
19	320,000	310,000～330,000	58,182.40	29,091.20	58,188.80	29,094.40
20	340,000	330,000～350,000	61,818.80	30,909.40	61,825.60	30,912.80
21	360,000	350,000～370,000	65,455.20	32,727.60	65,462.40	32,731.20
22	380,000	370,000～395,000	69,091.60	34,545.80	69,099.20	34,549.60
23	410,000	395,000～425,000	74,546.20	37,273.10	74,554.40	37,277.20
24	440,000	425,000～455,000	80,000.80	40,000.40	80,009.60	40,004.80
25	470,000	455,000～485,000	85,455.40	42,727.70	85,464.80	42,732.40
26	500,000	485,000～515,000	90,910.00	45,455.00	90,920.00	45,460.00
27	530,000	515,000～545,000	96,364.60	48,182.30	96,375.20	48,187.60
28	560,000	545,000～575,000	101,819.20	50,909.60	101,830.40	50,915.20
29	590,000	575,000～605,000	107,273.80	53,636.90	107,285.60	53,642.80
30	620,000	605,000～	112,728.40	56,364.20	112,740.80	56,370.40

○ 厚生年金保険料率（平成28年9月1日～平成28年9月30日 適用）

一般の被保険者等 …18.182% (厚生年金基金加入員 …13.182%～15.782%)
 坑内員・船員の被保険者 …18.184% (厚生年金基金加入員 …13.184%～15.784%)

○ 子ども・子育て拠出金率 …0.20%

※子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

● 平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となることから、本保険料額表は平成28年9月分（10月納付分）のみの適用となります。

● 被保険者負担分（厚生年金保険料額表の折半額）に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

● 納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

● 賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額になります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

● 子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。この子ども・子育て拠出金拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率（0.20%）を乗じて得た額の総額となります。

● 全国健康保険協会管掌健康保険の都道府県別の保険料率については、全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。また、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率及び保険料額表は、全国健康保険協会から示されております。

● 健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。